

給水施設のてびき

令和6年5月

<お問合せ先>

福島市保健所衛生課

〒960-8002

福島市森合町10-1 保健福祉センター3階

TEL : 024-597-6319

FAX : 024-533-3315

目次

第 1	はじめに	・・・ 2
第 2	給水施設とは	・・・ 2
第 3	給水施設に該当する施設の例示	・・・ 2
第 4	一般的な手続きの流れ	・・・ 2
第 5	布設工事確認申請（新設・改造・増設）	・・・ 3
第 6	給水開始前届	・・・ 4
第 7	各種手続き	・・・ 5
第 8	衛生上必要な措置	・・・ 6
第 9	水質検査	・・・ 6
第 10	健康診断	・・・ 9
第 11	汚染事故が発生した場合の措置	・・・ 10
第 12	施設の点検	・・・ 10
第 13	水道水中のクリプトスポリジウム等の対策	・・・ 13

条例：福島市給水施設等条例

規則：福島市給水施設等条例施行規則

要領：福島市専用水道等許可関係事務処理要領

第1 はじめに

本手引きは、給水施設の布設を適正かつ合理的なものとするにより、清浄な水の供給により、公衆衛生の向上に寄与することを目的とします。

これから給水施設を設置しようとする方、又はすでに給水施設を設置している方は本てびきを参考として諸届出や維持管理等、飲用水の安全確保に努めてください。

第2 給水施設とは

井戸等の自己水源から、導管その他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設であり、法第3条第2項に規定する水道事業の用に供する水道（以下、「水道事業用水道」という。）及び同条第6項に規定する専用水道以外のものをいいます。ただし、臨時に施設されたもの又は当該施設を利用する人口が50人以下であるものを除きます。

給水施設の定義についての留意事項は下記のとおりです。

- 1 利用する人口とは、飲料水として利用する人口であって、水洗便所、散水洗車用水等のみに利用するものは除きます。
- 2 井戸等の自己水源を有する水道であり、水道事業等から供給を受ける水のみを水源とするものを除きます。

ただし、井戸水と水道水を混合して（同一貯水槽に受水する場合を含む。）給水するものについては、一体として給水施設として取り扱います。

- 3 工事現場の水道、災害対策の応急給水施設等、臨時に布設されたものを除きます。
- 4 店舗、飲食店等の利用人口は対象としません。
- 5 学校、事業所等については、利用人口が50人を超える場合を対象とします。
- 6 旅館については、宿泊定員が50人を超える場合に対象となります。

第3 給水施設に該当する施設の例示

給水施設に該当する場合の例示は下記のとおりです。

- 1 旅館等で自己水源を給水する場合
宿泊客の定員の合計が50人を超える場合には給水施設に該当します。このとき、従業員数は含みません。
- 2 地域で共用している井戸等により飲料水を供給している場合
その井戸等の給水人口（居住者）が50人を超える場合には、給水施設に該当します。

第4 一般的な手続きの流れ

給水施設の水道施設又は規則で定めるその増設若しくは改造の工事（以下、「布設工事」という。）を行おうとするときは、その工事に着手する前に保健所長の「確認」を受けなければなりません。

「確認」を受けなければ、その工事に着手することができません。

また、「確認」の申請（条例第4条）をするためには申請書を保健所長に提出しなければなりません。

さらに、工事が完了したときは水質検査及び施設検査を行い、給水を開始する前に保健所長に

届出を行わなければなりません（条例第5条）。

給水を開始する届出をしなければ給水を開始することができません。

給水施設の設置（計画・設計段階から給水開始まで）の手続きは図1のとおりです。

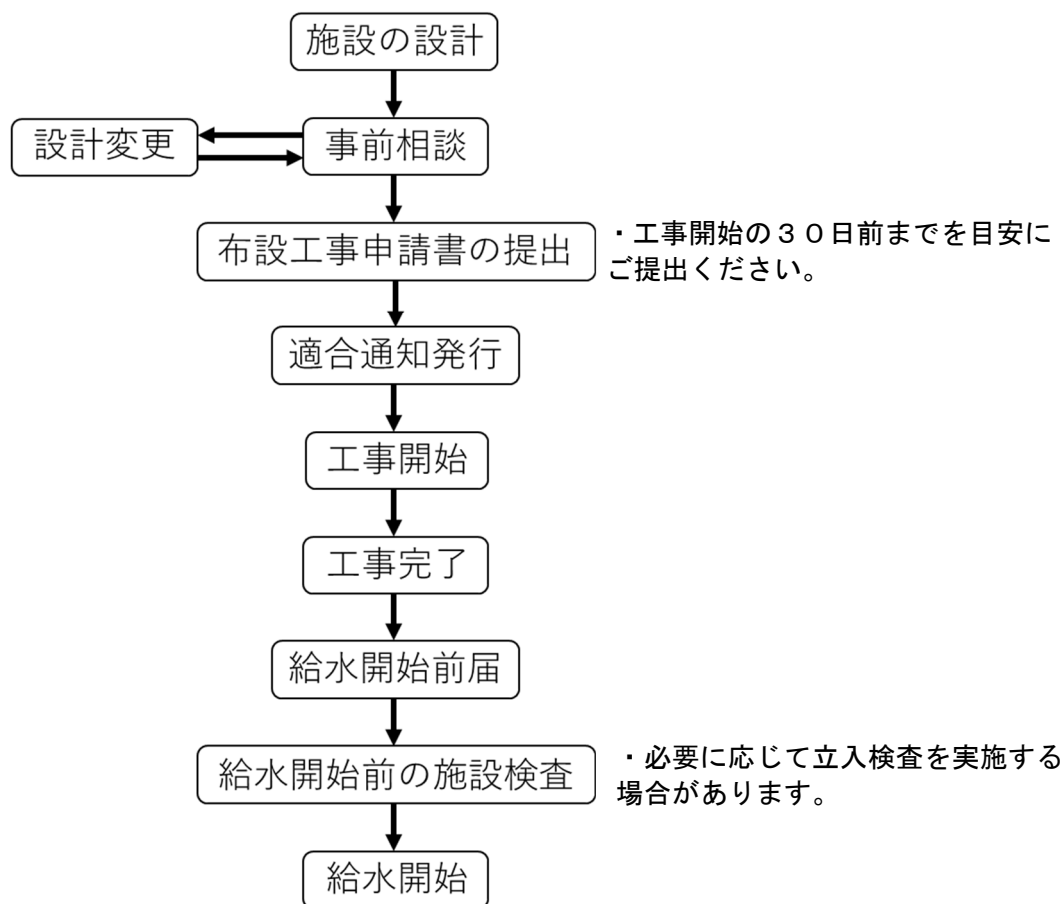


図1 手続きフロー

第5 布設工事確認申請(新設・改造・増設)

給水施設の布設工事(増設・改造を含む)をしようとするときは、その工事の着手前に、その設計について確認を受ける必要があります。条例第3条の規定による給水施設の確認を受けなければならない事項は、次のとおりです。

事項	内容
水道施設の新設	水道施設の新設に係る工事
水道施設の改造等 (規則第2条)	1 水源の種別及び取水地点の変更に係る工事 2 浄水方法の変更に係る工事

給水施設布設工事確認申請書(規則様式第1号)に添付する書類は下記のとおりです。なお、工事設計書については、要領別紙3「給水施設工事設計書(例)」を参考としますが、必要な事項が記載されていれば任意様式で作成していただいて構いません。

改造又は増設の確認申請をする場合、下記(3)、(4)及び(6)の内容に変更がなければ提出

は不要です（規則第4条）。下記（3）、（4）及び（6）に変更が生じている場合は、事前にご相談ください。

（1）工事設計書

- ア 一日最大給水量及び一日平均給水量
- イ 水源の種別及び取水地点
- ウ 水源の水量の概算及び水質検査の結果
- エ 浄水方法
- オ 工事の着手及び完了の予定年月日

（2）給水施設の布設を必要とする理由（給水施設の改造等の工事の場合にあっては、その工事を必要とする理由）を記載した書類

（3）給水施設の布設工事をしようとする者が地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、給水施設を布設することについての意思決定を証する書類

（4）給水施設の布設工事をしようとする者が地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、定款その他の基本約款の写し

（5）取水が確実であることを明らかにする書類

（6）給水区域及び給水施設の位置を明らかにする地図

（7）水源地及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図

（8）主要な施設（（9）に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

（9）導水管きょ、送水管、配水管及び主要な給水管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図

受理した申請書について給水施設の施設基準（条例第3条）に適合している、又は不適合である旨を申請者に通知します。適合であることを通知で確認してから、布設工事を開始します。

第6 給水開始前届

布設工事完了後、給水を開始する前に、規則様式第2号「給水施設給水開始前届」を提出してください。添付書類については下記のとおりです。なお、施設検査調書については要領別紙4「給水施設給水開始前の施設検査調書（例）」を参考にしますが、必要な事項が記載されていれば任意様式で作成していただいて構いません。

また、本届出後には、必要に応じて立入検査を実施する場合があります。

（1）水質検査の結果（51項目）

（2）給水施設給水開始前の施設検査調書

注1 水質検査は当該新設、増設、又は改造に係る施設を経た末端の水道水において実施してください。

注2 施設検査は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水のうち、施設の新設又は常設、改造等により影響のある事項に関し、新設又は増設、改造等に係る施設及び当該新設又は増設、改造等により影響があると認められる施設について行うものです。

注3 必要に応じて施設内の内容を明らかにした図面等の提出を求める場合があります。

第7 各種手続き

1 管理者の設置

設置者は、給水施設に係る管理及び運営を自ら行うことができないときは、その全部又は一部を、管理者を定めて行わせることができます。また、設置者が管理者を定めたときは、速やかに規則様式第3号「給水施設管理者届」を提出してください。

2 設置者等の変更

設置者又は管理者の住所又は氏名（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名）に変更があったときは、規則様式第4号「給水施設設置者・管理者の住所・氏名変更届」を提出してください。

3 地位の承継

設置者から、給水施設を譲り受け、又は借り受けた者は、給水施設の設置者の地位を承継します。

設置者について、相続の場合は相続人が地位を承継します。このとき、相続人が2人以上ある場合、その全員の同意により当該給水施設を承継すべき相続人を選定したときには、その人が設置者の地位を承継します。

なお、合併又は分割があったときは、合併後存続する法人もしくは合併により設立した法人又は分割により当該給水施設を承継した法人は、設置者の地位を承継します。

この場合は、規則様式第5号「給水施設設置者地位承継届」を速やかに提出してください。

4 廃止の届出

給水施設を廃止したときは、速やかに規則様式第6号「給水施設廃止届」を提出してください。

例) 市水道等の水道事業に統合したとき。

5 適用除外

下記の場合、給水施設の適用除外となり、それぞれ取扱いが異なります。詳しくは衛生課までお問い合わせください。

(1) 給水人口が50人以下になった場合

飲用井戸の取扱いとなるため、規則様式第6号「給水施設廃止届」を提出してください。

(2) 給水人口が100人を超えた場合

取扱いが異なりますので、詳しくは衛生課までご相談ください。

6 給水施設の適用

下記の場合、給水施設の適用となりますので、要領様式第7号「給水施設適用報告書」を提出してください。詳しくは衛生課までお問い合わせください。

(1) 既存施設の利用人口が50人以下だったものが、50人を超えた飲用井戸。

(2) 一日最大給水量が20m³以下で、かつ居住人口が50人を超えて100人以下となり、廃止する専用水道。

第8 衛生上必要な措置

福島市給水施設等条例では、水道の衛生確保のために必要な消毒、その他関係法令で定める措置を講じることを設置者に義務付けています。(条例第8条、規則第10条)

1 清潔の保持

取水場、貯水池、導水きょ、浄水場、配水池及びポンプ井は、常に清潔にし、水の汚染の防止を十分に行ってください。

例) 取水場周辺の草刈り、貯水池及び配水池の毎年1回以上の清掃

このとき、清掃した日付、時間、作業内容、清掃前後の写真等についても、記録して保存してください。

2 汚染防止の措置

前項1の施設には柵を設け、施設設備等をするほか汚染防止のため一般の注意を喚起するために必要な標札、立札、掲示等をしてください。

例) 施錠付きのフェンス、立入禁止の掲示

また、施設の構内においては、便所、廃棄物集積所、汚水溜等の施設は、汚水の漏れない構造とし、排水は良好な状態にしておくとともに、し尿を用いる耕作、園芸並びに家畜、家禽の放し飼い等はしてはいけません。

3 塩素消毒

給水栓における水が、遊離残留塩素を0.1mg/L(結合残留塩素の場合は0.4mg/L)以上保持するように塩素消毒をしてください。このとき水の消毒は、塩素(液化塩素、次亜塩素酸ナトリウム、次亜塩素酸カルシウム等)によることを基本とします。

消毒設備は、事故等に備えて予備を必ず設けるほか、消毒が中断しないように常に整備しておいてください。

なお、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合には、遊離残留塩素を0.2mg/L(結合残留塩素の場合は1.5mg/L)以上にすることが必要です。具体的には、下記の場合に対策を講じてください。

- (1) 水源付近及び給水区域、その周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- (2) 全区域にわたるような広範囲の断水後、給水を再開するとき。
- (3) 洪水等で水質が著しく悪化したとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれのあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。

第9 水質検査

給水施設の設置者にとって、安全かつ清浄な水の供給を確保することは、最も基本的な義務です。これを常時確保するためには、状況に即応した水質の管理が不可欠です。このため、条例では水道水質の定期及び臨時の検査を給水施設の設置者に義務付けています。

1 定期の水質検査（規則第8条第1項）

定期の水質検査を次のとおり行ってください。

（1）毎日行う検査

色及び濁り（目視でも可）、消毒の残留効果に関する検査

（2）6ヵ月に1回以上行う検査 9項目

検査項目	検査回数軽減・検査省略の条件
一般細菌、大腸菌	頻度の軽減、省略ともに不可
塩化物イオンほか6項目	頻度の軽減、省略不可

（3）1年に1回以上行う検査 42項目

検査項目	検査回数軽減・検査省略の条件
シアン化物イオン及び塩化シアン並びに消毒副生成物11項目	頻度の軽減、省略ともに不可（臭素酸を除く）
亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	過去の検査結果等から頻度の軽減可
その他の28項目	過去の検査結果等から頻度の軽減、省略ともに可

2 臨時の水質検査（規則第8条第2項）

臨時の水質検査は、次のような場合に行ってください。

- （1）水源の水質が著しく悪化したとき。
- （2）水源に異常があったとき。
- （3）水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- （4）浄水過程に異常があったとき。
- （5）配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- （6）その他特に必要があると認められるとき。

3 給水開始前の水質検査（規則第6条）

給水開始前の水質検査は、表1の水質基準の全項目（51項目）を検査してください。

4 水源の水質検査

水源の水質検査は、水質検査項目の省略について判断基準となるため、5年に1回程度検査を実施することが望ましいです。

また、水源に表流水を使用している場合には、クリプトスポリジウム等による汚染のリスクが高いため、濁度や指標菌等について年に1回以上検査を実施することが望ましいです。

5 記録の作成・保持

水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、検査を行った日から起算して5年間これを保存しなければなりません。

表1 水質検査一覧

項目	回数	基準値	毎日	6ヶ月に1回	年1回	3年に1回	備考
一 色		—	●				
一 濁り		—	●				
一 残留塩素		—	●				
1 一般細菌		100/mL		●			
2 大腸菌		検出されないこと		●			
3 カドミウム及びその化合物		0.003mg/L以下			●	○	注1、注2、注4
4 水銀及びその化合物		0.0005mg/L以下			●	○	注1、注2、注4
5 セレン及びその化合物		0.01mg/L以下			●	○	注1、注2、注4
6 鉛及びその化合物		0.01mg/L以下			●	○	注1、注2
7 ヒ素及びその化合物		0.01mg/L以下			●	○	注1、注2、注4
8 六価クロム化合物		0.02mg/L以下			●	○	注1、注2
9 亜硝酸態窒素		0.04mg/L以下			●	○	注1、注4
10 シアン化物イオン及び塩化シアン		0.01mg/L以下			●		
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		10mg/L以下			●	○	注1、注4
12 フッ素及びその化合物		0.8mg/L以下			●	○	注1、注2、注4
13 ホウ素及びその化合物		1.0mg/L以下			●	○	注1、注2、注4
14 四塩化炭素		0.002mg/L以下			●	○	注1、注2、注4
15 1,4-ジオキサソ		0.05mg/L以下			●	○	注1、注2、注4
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/L以下			●	○	注1、注2、注4
17 ジクロロメタン		0.02mg/L以下			●	○	注1、注2、注4
18 テトラクロロエチレン		0.01mg/L以下			●	○	注1、注2、注4
19 トリクロロエチレン		0.01mg/L以下			●	○	注1、注2、注4
20 ベンゼン		0.01mg/L以下			●	○	注1、注2、注4
21 塩素酸		0.6mg/L以下			●		
22 クロロ酢酸		0.02mg/L以下			●		
23 クロロホルム		0.06mg/L以下			●		
24 ジクロロ酢酸		0.03mg/L以下			●		
25 ジブロモクロロメタン		0.1mg/L以下			●		
26 臭素酸		0.01mg/L以下			●	○	注3
27 総トリハロメタン		0.1mg/L以下			●		
28 トリクロロ酢酸		0.03mg/L以下			●		
29 ブロモジクロロメタン		0.03mg/L以下			●		
30 ブロモホルム		0.09mg/L以下			●		
31 ホルムアルデヒド		0.08mg/L以下			●		
32 亜鉛及びその化合物		1.0mg/L以下			●	○	注1、注2
33 アルミニウム及びその化合物		0.2mg/L以下			●	○	注1、注2
34 鉄及びその化合物		0.3mg/L以下			●	○	注1、注2
35 銅及びその化合物		1.0mg/L以下			●	○	注1、注2
36 ナトリウム及びその化合物 ^b 通		200mg/L以下			●	○	注1、注2、注4
37 マンガン及びその化合物		0.05mg/L以下			●	○	注1、注2
38 塩化物イオン		200mg/L以下		●			
39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)		300mg/L以下			●	○	注1、注2、注4
40 蒸発残留物		500mg/L以下			●	○	注1、注2、注4
41 陰イオン界面活性剤		0.2mg/L以下			●	○	注1、注2、注4
42 ジェオスミン		0.00001mg/L以下			●	○	注2
43 2-メチルイソボルネオール		0.00001mg/L以下			●	○	注2
44 非イオン界面活性剤		0.02mg/L以下			●	○	注1、注2、注4
45 フェノール類		0.005mg/L以下			●	○	注1、注2、注4
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)		3.0mg/L以下		●			
47 pH値		5.8以上8.6以下		●			
48 味		異常でないこと		●			
49 臭気		異常でないこと		●			
50 色度		5度以下		●			
51 濁度		2度以下		●			
一 原水						△	注5

前ページ表 1 の注釈は以下のとおり

- 注 1：過去の水質検査の結果から 3 年に 1 回以上(過去 3 年間基準値の 1/10 以下のとき)、省略できる項目。ただし、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から水源の水質が大きく変わるおそれの少ないと認められる場合(過去 3 年間に於いて水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)に限る。
- 注 2：原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案してその全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、注 1 によらず省略できる項目。
- 注 3：浄水処理にオゾン処理を用いる場合及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合を除き、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案して必要がないことが明らかであると認められる場合は、省略できる項目。
- 注 4：送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合にあっては、給水栓のほか、浄水施設の出口、送水施設は排水施設のいずれかの場所を採取の場所として選定することができる。
- 注 5：総トリハロメタン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、塩素酸、臭素酸、ホルムアルデヒド及び味の 12 項目を除く全項目を実施。

第 10 健康診断

水道水の汚染を防止するため、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事する者等について、定期及び臨時の健康診断を義務付けています。(条例第 7 条)

1 健康診断の対象者

給水施設の設置場所において業務に従事している者について健康診断を行ってください。貯水槽清掃や採水業務に従事する作業員等も対象になります。

2 健康診断

病原体検索は、赤痢、腸チフス菌、パラチフス菌を対象とし、必要に応じてコレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ等について行うものとし、急性灰白髄炎(小児麻痺)、流行性肝炎、泉熱、感染性下痢症及び各種下痢腸炎も対象とすることが望ましいです。

なお、病原体検索は主として便について行い、必要に応じて尿、血液、その他について行ってください。

3 定期及び臨時の健康診断並びに他の法令に基づく健康診断

(1) 定期の健康診断(規則第 9 条第 1 項)

定期の健康診断は、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者(病原体の保有者を含む。)の有無を検査するために行うもので、検査はおおむね 6 ヶ月ごとに行うことが必要です。

(2) 臨時の健康診断(規則第 9 条第 2 項)

臨時の健康診断は、健康診断対象者が赤痢、腸チフス、パラチフス等の患者又は病原体の保有者であることが明らかになった場合、又はこれらの施設の地域において、赤痢などの感染症が発生する等により健康診断対象者に罹患するおそれがある場合に行うものとされています。

(3) 記録の作成、保存(条例第 7 条第 2 項)

給水施設の設置者は、健康診断を行ったときは、これに関する記録を作成し、これを 1 年間保存しなければなりません。記録書類の様式は定められていませんが、診断年月日、診断を受けた者の氏名、性別、年齢、診断結果、診断医師名、検便成績、検便検査場所が必要です。

第 11 汚染事故が発生した場合の措置

給水施設の設置者の供給する水が健康を害するおそれのあることを知ったとき取るべき措置を規定しています。

1 人の健康を害するおそれ

次のようなときが、健康を害するおそれのある場合です。

- (1) 水質異常時（表 1 水質基準に記載の 1～3 1 までの健康に関する項目に限る）
- (2) 消毒が不可能になったとき
- (3) クロスコネクションが判明したとき
- (4) 水源又は取水若しくは導水の過程にある水に次のような変化があり、給水栓水に基準値超過のおそれがあるときは、直ちに取水を停止し、水質検査を行うとともに、必要に応じて給水停止する。
 - ① 不明の原因によって色及び濁りに著しい変化が生じた場合
 - ② 臭気及び味に著しい変化が生じた場合
 - ③ 魚が死んで多数浮上した場合
 - ④ 塩素消毒のみで給水している水道の水源において、ゴミや汚泥等の汚物の浮遊を発見した場合

2 設置者の取るべき措置

給水施設の設置者は、当該水道により給水する水が人の健康を害するおそれのあることを知った場合には、直ちにその給水を停止し、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知するとともに、直ちに衛生課あて報告してください。

また、給水施設の設置者は、水道施設に汚染事故が発生し飲料水が汚染されたとき、又はそのおそれがあるとき、及び水道等の原水に係る水質の異常、水道水等を原因とする事故等発生した場合、又はそのおそれがある場合には、直ちに衛生課あてに報告するとともに、次に掲げる措置をとってください。

- (1) 当該施設の利用者に事故の発生を周知するとともに、給水停止、使用制限等の措置をとる。
- (2) 速やかに汚染の原因を除き、当該施設の復旧を図る。
- (3) 給水停止等の措置をとった場合は、代替水を確保する。
- (4) 当該施設が復旧した場合は、水質検査を行って飲料水の安全を確認し、給水を開始する。

第 12 施設の点検

給水施設の設置者は、水道施設を良好な状態に保つため、水道施設の維持及び修繕を行わなければなりません。

定期に施設の維持（点検整備を含む）及び修繕を行って給水施設を衛生的に維持管理してください。その際には、条例等に適合していることを再点検することが大切です。

なお、コンクリート構造物はおおむね 5 年以上の頻度で点検し、記録を次回の点検まで保存しておくことが望ましいです。

また、コンクリート構造物に修繕等を講じた場合は、その内容を記録し、当該のコンクリート

構造物を使用している期間中は保存しておくことが望ましいです。

施設点検に当たっては、表2及び「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」等を参考にしてください。

表2 施設点検時の注意事項

	項目	注意事項
1 帳簿書類		
(1)	年間管理計画 水質検査計画 点検マニュアル 点検要領	ア 貯水槽等の清掃・水質検査・施設点検及び健康診断についての年間管理計画・水質検査計画を作成して、それを確実に実施しているか。 イ 巡視・点検の頻度、方法等を設定するために明文化されているか、適宜見直しを行っているか。
(2)	施設の配置図等	ア 施設全体の配置図及び系統図が整備されているか。 イ 主要施設（水源・浄水場・導管・貯水槽・高置水槽等）の平面図及び構造図等が整備されているか。
(3)	施設の点検・清掃等の維持管理記録	ア 施設の点検・水槽の清掃等の維持管理記録が整っているか。 イ コンクリート構造物（水密性があり、給水に支障のないもの）は5年に1回以上の点検を行っているか。 ウ イの点検記録を次回点検まで保存しているか。 エ コンクリート構造物の修繕を行ったときの記録を保存しているか（当該のコンクリート構造物を使用している期間中に限る）
(4)	水質検査結果の記録	毎月1回の定期検査（項目によっては3カ月に1回以上、年1回以上）及び毎日検査を行っているか。 記録は5年間保存しているか。
(5)	健康診断の記録	健康診断（検便）を6ヵ月ごと、適正に実施しているか。 記録は1年間保存しているか。
2 水源・消毒設備		
(6)	水源の汚染	水源及びその周辺に薬剤、排水、汚水等の流入・浸透はないか。
(7)	水源周辺の汚染防止措置	水源施設の施錠、人畜の侵入防止柵等による汚染防止策がとられているか。標札、立札、掲示等によって一般の注意を喚起しているか。
(8)	水源施設の亀裂及び漏水等	水源施設の損傷、基礎地盤の沈下及び漏水等がないか。
(9)	水源施設の維持管理状況	常時清潔に保たれているか。
(10)	消毒設備の管理	消毒薬の注入機・貯蔵槽等は故障、破損、老朽化していないか。 消毒薬は適正に注入されているか。

(11)	消毒薬の管理	消毒薬使用量は記録しているか。補充の必要はないか。適正な場所に保管されているか。保管期間は適正か。消毒薬の品質は適正か。
3 導管		
(12)	配置位置及び状態	導管の埋設位置や深さを把握しているか。図面と相違ないか。露出部は破損及び腐食していないか。漏水の可能性は高くないか。
(13)	配管系統のクロスコネクション	導管が冷却塔、雑排水、消防用水等の配管系統と連結されていないか。
4 貯水槽・高置水槽等		
(14)	設置場所（屋内・屋外）の状態	貯水槽は安全な場所に設置されているか。点検・清掃が容易にできるか。貯水槽の天井、底面及び周壁を外部から点検するための空間が確保されているか。
(15)	周囲からの汚染防止及び侵入防止	水槽の上部や周囲に油・薬剤等を置いていないか。人畜が侵入しないように防止柵があるか。
(16)	ポンプ設備の状態、ポンプ室の清掃等	ポンプは正常に稼働しているか。（異音・異臭、振動、運動電流等に異常はないか。）ポンプ室内や周囲は整理整頓、清掃されているか。
(17)	配管貫通部や継ぎ目等の密閉	配管貫通部やコンクリート打ち継ぎ目等に隙間がないか。
(18)	クロスコネクション	貯水槽等に給水管以外の管（汚水排水、雑排水及び消防用水等の管）が貫通や連結されていないか。
(19)	マンホール	マンホールの口は衛生上有効に立ち上がっているか。ふたは密閉されているか。施錠されているか。
(20)	水の滞留防止措置	流入・流出管は滞留を起こさないような位置にあるか。
(21)	水槽内の状態	濁り、さび、沈殿物、藻類の発生、異物、塗装のはく離等はないか。
(22)	吐水口空間、排水口空間	オーバーフロー管や水抜き管は間接排水で、排水口空間は適切な間隔か。吐水口空間は適切な間隔か。
(23)	オーバーフロー管・通気管の防虫網	通気管は下向きになっているか。オーバーフロー管・通気管に防虫網（2mm 目程度）を設置してあるか。
5 給水栓での水質検査（毎日検査）		
(24)	外観（色・濁り）	末端での給水栓での水を透明なガラスコップに入れ、色・濁りはないか確認する。また、口に含んでみて味・臭いに異常がないか確認する。
(25)	残留塩素	残留塩素を測定し、一定以上の残留塩素（※）があるか確認する。

※一定以上の残留塩素とは、次のとおり

通常の場合	遊離残留塩素 0.1 mg/L	又は結合残留塩素 0.4 mg/L
汚染のおそれがある場合	遊離残留塩素 0.2 mg/L	又は結合残留塩素 1.5 mg/L

第 13 水道水中のクリプトスポリジウム等の対策

クリプトスポリジウム等とはクリプトスポリジウム及びジアルジアが対象です。クリプトスポリジウムは、人間や哺乳動物の消化管内で増殖する原虫であり、感染症をもたらします。これらの感染した動物の糞便に混じってクリプトスポリジウムのオーシストが環境中に排出され、オーシストを経口摂取することにより、感染症による被害が拡大します。免疫力の低下した患者などでは、重症となることも多いと言われています。

クリプトスポリジウムは水道水の消毒に使用する塩素に強い耐性を持っていて、水源がクリプトスポリジウムにより汚染された水道においては、浄水施設でクリプトスポリジウムを十分に除去又は不活化できなければ、水道水を経由して感染症による被害が拡大するおそれがあります。また、ジアルジアについても水系を通じた感染症を起こすおそれがあります。

このため、平成 12 年に制定された「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成 12 年厚生省令第 15 号。以下、「施設基準省令」という。）において、原水に耐塩索性病原生物が混入するおそれがある場合にはろ過等の設備を設置するべきことが規定されました。また、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」（平成 19 年 4 月 1 日から適用。以下、「指針」という。）が取りまとめられました。

給水施設の設置者に対しては施設基準省令及び指針に基づくクリプトスポリジウム等の対策を講じることを求めています。感染症による被害のリスクは同様です。したがって、的確な対策を講じるのが望ましいといえます。

具体的な対策については、「専用水道のとびき（維持管理編）」の 10 ページ以降をご参照ください。